

S S K P

わたしたちは、信頼と希望と愛の輪で社会をつなぎます



いずみ

No.
180

2016年3月

社会福祉法人 泉会

泉会事務局 〒157-0073 世田谷区砧8丁目31番3号 メゾン成城202号 TEL03(5429)6721(代) FAX03(5429)6722
info@izumikai.jp http://izumikai.jp/

一九七七年十二月三日第三種郵便物認可(毎月二、三、五、六、七の日十八回発行)
二〇一六年二月二十一日発行(S S K P 通巻六二五三号)

●本年度の聖句

わたしは神が宣言されるのを聞きます。
主は平和を宣言されます
御自分の民に、主の慈しみに生きる人々に
彼らが愚かなふるまいに戻らないように。
(詩編85編9節)



宿泊先から見た雄雄しき富士山(岡本福祉作業ホーム)



マニユアルはなじまない



理事長 佐分利 正彦



いつの頃からか、いわゆるファミリール
ストランやハンバーガーショップで食事
をする際に、型にはまったような応対に
接することが当たり前のようになりまし
た。そこには、それぞれの店の「接客マニユアル」といわれる
ものの存在があることが、知られています。

先日、テレビである対談番組をみていて、著名な学者の次
のような発言が耳にとまりました。内容は、「福祉の現場の
働きはマニュアル化できない。」というようなものでした。
支援を受ける方たちの状況が一人ひとり違うのですから、
支援の内容もそれに応じて違ってくるのは当然のことだ
しょう。

同じ番組の中でもう一つ、少し聞き慣れない言葉が紹介
されました。「医療や社会福祉などは、人間の情動に関わる
サービス業である」。あるいは「感情労働」という語が使われ
ていました。人と人との間に感情が動くことを前提として
いる労働(サービス)が、医療や福祉の前提になっていると
いうことです。泉会をはじめとする福祉施設で、支援する側
も、受ける側も、当然のこととしていたことが、一つの言葉
として表現されたものと理解しました。

そして、「人間の情動に関わるサービス業」あるいは「感情
労働」には、マニュアルは全くなじまない、レストランでの
型にはまった接客とは対極にある、人と人との感情の動き
をともしなうコミュニケーションが、福祉の現場にはふさわ
しいといえるでしょう。

年末年始の 取り組み

年末のお仕事

〈岡本ホーム〉

写真に写る納品の荷物満載の車を前に利用者の岡田さんが「運転はボクがしましょうか」と小粋なジョークを挟むのを横目に、この日就労継続B型では『年内最後の納品ドライブ』へと車を走らせました。

『新たな取り組み』、『年を跨いでの継続的な取り組み』というわけ



袋の中はご注文の品でいっぱいです

ではないのですが、毎年就労継続B型では「年末の下請け大量注文作業」を受託しています。今年は元受の企業さんが「年末大変になるだろうから」と言つて早めに年末の注文数を教えてくださいました。「年末に詰まって大変にならないように皆頑張ろうか」と利用者さん同士がやる気を出し、声を掛け合っていました。そのおかげで、例年よりも無理なく、また作業に追われすぎること無く、年越しを迎えることが出来ました。本当に皆さんには感謝しています。お手伝い頂いたボランティアの皆様ありがとうございます。お疲れ様です！（寺沢 武蔵）

温かいクリスマススクッキーギフト

〈玉堤分場〉



毎日フル回転です。

クリスマスの真実は、「私の目にはあなたは高価で尊い（イザヤ書43・4）」と語る、造り主である神様が、私たちに「愛」をプレゼントされたこと、イエス・キリストがお生まれになった事を喜ぶ日です。ク

分場の12月はクリスマススクッキーの注文で、スクッキー作業は

クリスマスには温かい気持ちになり、誰かに贈り物を送りたいくなりますね。そんな気持ちのをせて、今年もひいらぎやツリー等の型のスクッキーを焼き、北海道、九州：たくさん地域に分場のクリスマススクッキーが届けられました。12月25日、全ての納品が終わり、利用者もクリスマスバックを持ち帰りました。きっとクリスマスの温かい気持ちを分け合われたことでしょう。



年納め会



年始、今年もよろしくお願いします

の抱負を発表しました。1年の歩みをみつめ、お互いの抱負を聴く、穏やかな時間でした。さて2016年、どんな年でしょう？与えられた1日1日を大切に生きることが出来ますように。

（半澤 恵理）

新年の飾り

〈日の出舎〉

新年は毎年、車で10分程の尾崎観音に初詣に行きます。館内も至る所にお正月の飾り付けを行っています。日中活動の趣味・アート班では、ロビー前の壁面に新年の飾りを作りました。

今年ハサル年なので、センターにはサルを2匹、その周りにはお正月に因んで門松・獅子舞・鏡餅や羽子板等をあしらってみました



傑作ができあがりました

した。これらの飾りはまず段ボールをそれぞれの形にカットし、その段ボールに利用者さんが画用紙や色紙を貼り、貼り終わったパーツを組み合わせて形にしています。

バラバラな状態で作業を進めていると、「これ、鳥の形に似てない？」「この形は星に見えるね。」「ヒトデだよ。」など、利用者さん達の想像力の豊かさに驚かされます。少しづつ形になっていく飾りを見て「門松だったんだ」「このサルかわいいね」と作品に対する感想も次々に飛び出します。

このように、趣味・アート班では毎回季節に合わせた作品を皆で作成し、この大きな壁面を楽しく飾り付けています。今回の作品は春に因んだ物を検討していますので、どうぞお楽しみに！



（遠藤 千鶴）

新年会

〈泉の家〉



2016年新年会は、昨年度と同様、Bum B東京スポーツ文化館をお借りして行いました。

新年会の目的は2つあります。

新年をお祝いすることと、日頃より泉の家にご理解、ご協力いただいている関係者やボランティアの方へ感謝を伝えることです。

事前に利用者が主体となり、贈る色紙を作成しました。言葉だけでなく、絵を切り張りし、賑やかな色紙が完成しました。

当日、生活介護送迎バスと併せて、大型バスを借り、会場へ向います。



感謝の想いを伝えています。

3月～5月予定表

行	事	販	売	会
3/30(水)	お花見(泉)	4/2(土)	さくらまつり(岡本・玉堤分場)	
5/13(金)	日帰り旅行(岡本)	4/13(水)	せたがや日赤のつどい(岡本・玉堤分場)	
5/26(木)	一泊旅行(泉)	4/29(金)	花みずきフェスティバル(岡本・泉)	
		5月中旬	せたがや環境フェスタ(泉)	
		5月中旬	緑化まつり(泉)	
		5月下旬	もったいないバザール(岡本)	
		5/29(日)	みんなちがってみんないい(就労日の出舎)	

行事・販売会については各事業所にお問合せください。

食事はチキンのオーブン焼きをメインとした料理が出され、フォークとナイフを使い、楽しい会話で盛り上がるなか食事をしました。いつもとは違う雰囲気、料理にワクワクした表情が印象に残っています。

食後は部屋を移動し、合唱とスライドショーを行いました。最後に、利用者からボランティアの方々へ色紙を贈りました。

年初めの行事で、多くの笑顔を見ることができ、大変嬉しく思います。

（水原 咲子）

社会福祉法人改革について

常務理事 池田 洋

1 経過と背景

2000年5月、個人が尊厳をもって自立した生活を支援するという社会福祉の理念に基づいて社会福祉基礎構造改革関連法が成立しました。この年には介護保険の創設なども行われました。そこでは措置から契約への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入が図られました。その後10年以上が経過し、一人暮らし高齢者の増加など社会構造の変化による福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するため国は社会福祉法人改革の実施に向け様々な検討を行い、制度改正を進めています。

昨年2月には社会福祉法の一部を改正する法律案を国会へ提出し、7月には衆議院を通過しました。1月から始まった通常国会では参議院でも議論され、通過する公算が強くなっています。

2 制度改正のあらまし

今回の改正では、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取り組みの実施などが柱です。このうち、今年4月から実施が予定されている事項をまず説明します。

ア 公益的事業の実施について

公益的事業の実施について社会福祉法にはわずかに行うことができる、とだけ書かれています。しかし、改正後は「社会福祉事業の実施に当たっては日常生活または社会生活上支援を必要とする者に対し、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と規定されました。

イ 特別の利益供与の禁止

これも現在法律に規定はありません。改正後は、事業実施に当たり、

理事、監事、評議員、職員等の法人の関係者に対し、特別な利益を与えてはならない旨を新設しました。ここで特別な利益とは法人が特定の個人又は団体に対し無利息または通常より低い金利で金銭を貸し付けることを指します。

このことに関連して昨年11月16日付朝日新聞で、江東区内の社会福祉法人の元常務理事が不透明な資金処理を行い、8億円が元常務理事のファミリー企業に渡っており、法人は訴訟準備中と報じています。

ウ 情報公開ルールの明確化など

現在、事業報告書、貸借対照表、収支計算書などはインターネットで公表するよう厚生労働省通知により求められてすでに泉会では公表を行っています。また、これらの書類は各事務所に備え置き、サービス利用者から請求があった場合は閲覧させなければならぬとされ、備え付け、虚偽記載、閲覧拒否を行ったときは法人役員は20万円以下の過料に処することとされています。

今回の改正では定款などを閲覧

対象に加えるとともに閲覧対象者をサービス利用者限定しないこととされます。さらに過料対象となる書類に定款と現況報告書を加えました。

3 法人のガバナンスの強化

ここからは2017年4月1日から実施が予定されている事項です。

ア 評議員会の必置等

これまで評議員会は社会福祉法人の必置機関ではありませんでした。しかし、改正後は必置機関となり、しかも理事会は評議員会の議決に基づかなければ予算、事業計画などを決定できなくなりました。さらに、理事及び監事の選任も評議員会が行います。これを市役所の組織に例えるならば、理事会は市長となり、評議員会は市議会となります。

イ 会計監査人の設置

これまで監事の資格について社会福祉法に規定はありませんでした。しかし、改正後は法人の事業規模が10億円（現時点の想定）を超える場合は公認会計士又は監査法人でなければなりません。（次頁参照）

ウ 役員報酬基準の作成と公表

これまでは理事などの報酬に関しては理事会の議決を経て理事長が定めることとされていましたが、改正後は役員などの報酬は評議員会の承認を得て決め、公表しなくてはなりません。（下図参照）

エ 社会福祉充実計画の作成義務

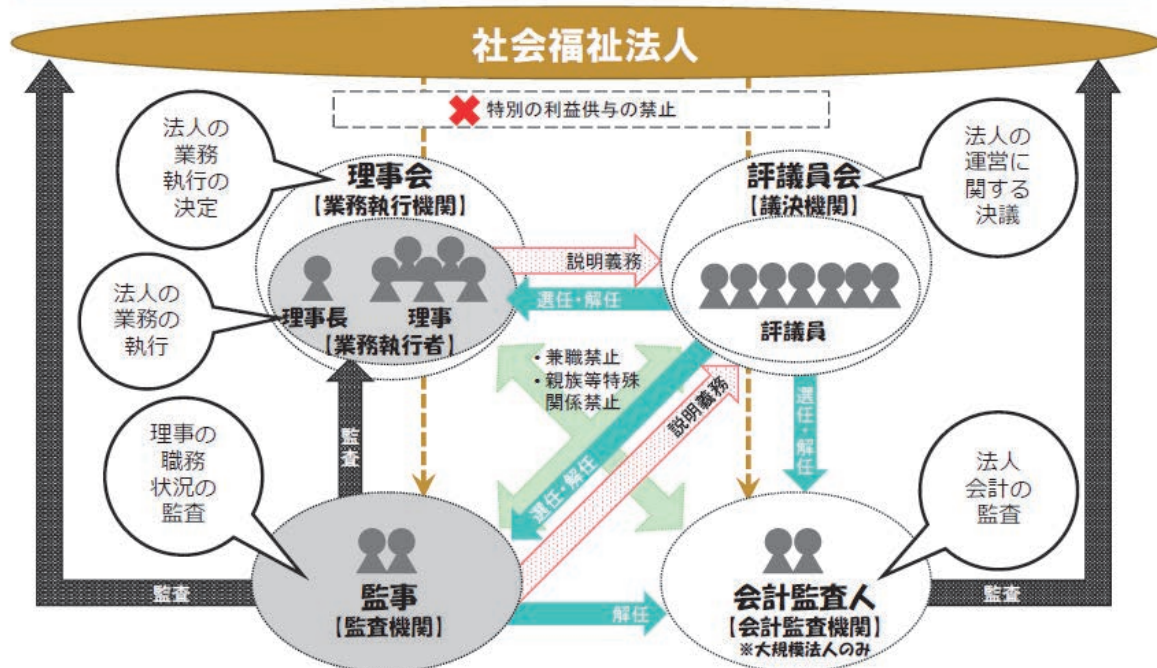
年度末時点で貸借対照表の「資産の部」から「負債の部」を引いて得た額から現に行っている事業を継続するために必要な額をさらに引いて残った額を使って社会福祉事業の充実を図ることを義務付ける新たな仕組みです。

4 住民の信頼に応えるために

これらの改革に的確に対応していくため世田谷区内に本部のある社会福祉法人は結束して地域貢献事業の検討を開始し、日の出町でも同様の検討を開始しています。

今後とも利用者及び地域住民の信頼に応えていく努力が求められています。

新制度における法人の各機関の役割



現在

- ・役員・評議員の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、その地位にあることのみによつては支給しない
- ・報酬に関し必要な事項は、理事会議決を経て、理事長が別に定める（役員報酬規定が必要）

改正後

- ・役員・評議員の報酬は、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の状況、法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものにならないような支給基準を定め、評議員会の承認を受けなければならない制度の新設
- ・報酬支給基準の承認を受けたときは、これを公表しなければならない

現在

法令に定めなし

改正後

- ・政令で定める規模以上の社会福祉法人は、会計監査人を設置しなければならない責務を新設
- ・会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないが、法人の役員や、他業務により法人から継続的な報酬を受けている者は、会計監査人になることができない
- ・会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時まで（再任は可）
- ・会計監査人は、貸借対照表、終始計算書及び附属明細書並びに財産目録等を監査し、会計監査報告書を作成する

【引用】『青森市ホームページ 社会福祉法人制度について』より。
URL: <https://www.city.aomori.aomori.jp/> 2016年1月18日（月）検索

日の出舎だより

今年も雪との戦い！

日の出舎は、郊外にある施設の為、温度差も都区内に比べ3〜5度程低く、今の時期は朝晩特に寒くなります。1月13日の朝は特に寒く、車は凍ってしまい扉を開けるのも苦慮しました。そんな中でも草花は白い服にドレスアップされ、陽に当たるとキラキラときれいですが、少し寒々しくも感じられます。



白い服にドレスアップされた草花

1月17日は夜間から雨が雪へと変わり、積雪量が約15cmとなり、就労日の出舎の送迎車も運休となり、通所作業も止む無くお休みとなりました。職員は通勤で電車やバスが止まり足止めとなる人も多くいました。そ



みんなで造った『おおきなとり』

いました。

日の出舎の日課で、活動に入る前に体操をして朝の会を行っています（就労日の出舎も同様ですが、朝の会は別々です）。朝の会では、主に課長が司会をして、その日に

んな状況でも、個々にも工夫して、出勤したり、3時間以上かけて徒歩で出勤する職員も

合った話題等を話し、一日のスタートとしています。この日の朝の会では、天候の話で、利用者との会話が盛り上がりました。時節がら室内外の温度差が激しいですが、館内はとても暖かいです。（背戸 幸恵）

G H いずみ

10年目の私

岩田 清美さん

10年前の10月15日、日の出舎からグループホームいずみに来ま

泉の家だより

砧南中学校との楽しい交流

泉の家生活介護事業では、毎年クリスマスに砧南中学校の吹奏楽部の学生のみなさんと、音楽祭を開催しています。今回で3回目の開催ですが、利用者也職員も毎年とても楽しみにしている企画です。

数か月前から開催に向け、ハンドベルの練習と歌の練習が始ま



最後は全員で“糸”を合唱!!

先生からアンコールを頼まれるほどでした。泉の家の発表が終わると今度は砧南中学吹奏楽部の演奏です。先生がそれぞれの演奏前に楽器の紹介を丁寧に行ってくれました。これは昨年と同様に、行くために、楽器の名前を覚

えている利用者も何名かおり、おおいに盛り上がりました。『大きな古時計』やジブリの『君をのせて』など私たちにも馴染みのある選曲で利用者也皆、とても楽しんでいる様子でした。なにより手話で『きよしこの夜』を演奏してくれました。次回も是非一緒にと約束をし、音楽祭は幕を閉じました。来年のクリスマスシーズンが今からとても楽しみです。（河村 律子）



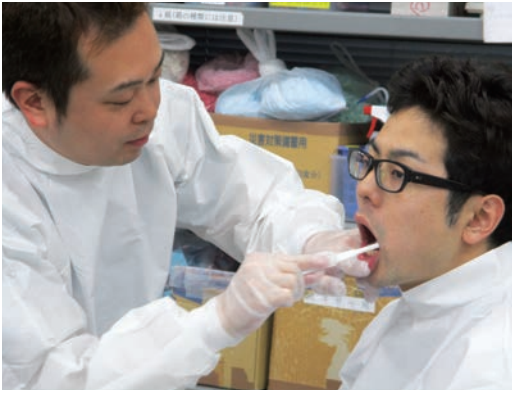
就労に向けて

に合った個別プログラムを実施しています。個別のプログラムでは、就労するために必要な課題を

岡本では、生活介護のプログラムに午後の歯磨き支援を取り入れています。歯磨き支援のスキルアップのため、区役所の衛生士さん達を招いて研修をしました。まず、歯科衛生管理の重要点の説明後、職員からの日ごろの疑問質問に回答していただきました。

歯みがき支援研修

岡本ホームだより



結構、プロっぽいかも…!?

そして、初めに赤染めで自分の歯ケアを確認しました。防護服を着用した職員間のわきあいあいとした雰囲気印象的でした。その後、施設の特性上、疾患に連動した口腔機能の制限・振戦（ふるえ）・動作制限・姿勢保持課題等を考慮した支援のコツを学ぶため、「相手の歯を磨く」体験をしました。支援の基本姿勢として、「相手の気持になる」機会にもなったと思います。歯磨きを自分で行える方々にも、なんらかの見守りや助言が必要だと感じました。

歯の健康管理は、体の一部分が発する「生きる力」のバロメーターとしてとても大事です。関心を持つところから再認識したいものです。（下島 恵子）

玉堤分場だより

「就労を目指して」

玉堤分場では、3名の利用者が就労移行支援事業を利用されています。

日々の活動では、グループワーク、面接練習・個々の目標や課題

した。施設に居た時は補装具を朝から寝るまで履きっぱなしでした。いずみは靴を脱いで生活なので、初めの頃は歩けなくてハイハイして、トイレに行くのも大変でしたが、今では立ち歩きも平気で、掃除機を持って歩く事もできるようになりました。



笑顔が素敵な岩田さん

休日には一人で杖について買い物や散歩に行くのが楽しみです。これからもずっと自分の足で歩いて生活したいので、毎晩リビングで運動をしたり、毎朝夕の歩行運動や血圧・体温測定もやったりしています。

父も母ももう亡くなって寂しいけれど、これからもずっといずみの皆と仲良く暮らしていきたいです。それから、近くのグループホームのぞみの三人と一緒に

利用者が毎日就労プログラムに取り組んでいる姿を見ていると、是非全ての利用者に就職していただきたいと思います。しかし、現実には厳しく、今年度も面接会などに参加していますが採用には至っておりません。平成27年度最後の障害者就職面接会に向けて、3名の利用者と共に全力を尽くしたいと思います。（石黒 貴之）



2015年11月7日（土）10時
江東区有明にて、防災体験学習施設「そなエリア東京」を見学、法人親睦会を行いました。遠方にもかかわらず各施設多くの方々にご出席頂くことが出来ました。

はじめにスタッフの方に公園内の設備の説明を受け、ベンチが非常時には竈になる等最新の防災施設についてお話いただきました。

続いて、施設内に入り防災グッズや、首都直下地震の予想分布図等を見学。緊急災害現地対策本部の見学では、実際の緊急時には政



防災用品の見学

府の方が使用するという場所を見学させていただきました。

様々な地震の対策グッズの展示を見学後、「東京直下72時間」というクイズ形式の防災体験をグループに分かれて見学しました。音響や照明、映像により余震が繰り返されるジオラマの中を、タブレット端末を使い注意事項を確認しながら避難所へ移動するという体験をしました。



72 時間ツアー会場内

エレベーター内で地震が起き、外へ出ると上から落ちてきそうな植木鉢や、倒壊しそうなビル、大型テレビでの地震速報が恐怖感をおおき、実際に被災地を避難している気分でした。避難所では、自助体験コーナーがあり普段目に見えない簡易トイレの展示や、ペットボトル、買物袋の活用方法が展示

されており大変勉強になりました。

「そなエリア東京」は、備える＋エリアの造語で、ここでの体験と学習を通じて、災害をイメージする力と対応力を身につけ、災害への備えにつながる場所を意味するそうです。

今回は親睦会という形で体験させていただき、今後施設での避難訓練でも本番をイメージし正しい知識を持って普段の訓練に役立てられたらと思います。

是非ご家族でもお出かけ頂き、普段の災害の備えに体験されると良いのではないかと思います。

（河野 優子）



エントランスにて集合写真

＊社会福祉法人 泉会＊

法人本部 泉の家	〒157-0076 世田谷区岡本2丁目33番23号 ☎03(3417)3451(代) 03(3417)3463 izumi@izumikai.jp	岡本福祉 作業ホーム	〒157-0076 世田谷区岡本2丁目33番24号 ☎03(3415)3366(代) 03(3415)4976 okamoto@izumikai.jp
日の出舎 就労日の出舎 相談日の出舎	〒190-0182 西多摩郡日の出町平井3030番 ☎042(597)1451(代) 042(597)2205 info@hinodesha.org	相談支援センター おかもと 玉堤分場	〒158-0087 世田谷区玉堤2丁目3番1号 ☎03(5707)9431(代) 03(5707)9433 tamatutumi@izumikai.jp
グループホーム いずみ グループホーム のぞみ	〒197-0825 あきる野市雨間322-12 ☎042(550)9083 〒197-0804 あきる野市秋川2-3-1 ☎042(533)3608 042(533)3609		

編集後記

今年度も残り僅かとなりました。来年度に向けて色々な準備が進められています。
より充実した1年になりますように。

泉の家担当